

第 1747 号

2013 年

12月 15 日

毎月5の日、月3回発行



1カ月300円(郵送料1部40円)

発行 日本国民救援会

〒113-846 東京都文京区湯島
2-4-4 平和と労働センター内
TEL 03 (5842) 5842
FAX 03 (5842) 5840
http://www.kyuenkai.org
eメール info@kyuenkai.org

京都版№1197

日本国民救援会京都府本部

〒604-8854

京都市中京区壬生仙念町 30-2
ラポール京都 5 階
TEL. 075-801-3915
FAX. 075-822-6632

原発は自然を尊ぶ精神からも許されない存在

原告の宮城泰年氏が意見陳述 大飯原発差止訴訟第2回口頭弁論

京都などの住民 1107 人が関電大飯原発の運転差し止めと損害賠償を求めて関電や国を相手に起こした訴訟の第2回口頭弁論が、12月3日午後京都地方裁判所(第6民事部合議係大島眞一裁判長)101号法廷(大法廷)で開かれました。

原告席も傍聴席も満席(総勢130人余り)となり、熱気のこもる法廷では、最初に原告の聖護院門跡・宮城泰年門主が意見陳述をしました。宮城氏は、「大飯原発運転を差し止めることは、地球とそこに生きる私たち人間を含めすべての生物の安全を守ることです」と述べ、宗教者として原子力と共存することはできないこと、とりわけ日本には自然への崇拜、山岳信仰があり、本山修験宗の総本山として、山岳自然を修行道場としてきたこと、そこは多様な生物の共生と命の循環によってみんなが生きているからこそ尊い世界であり、ここに大飯原発3号機を24時間フル稼働させると1日で広島型原爆3発分の死の灰がつくられる、この処置のしようのないものを地中に埋めても地殻変動で出てこないとは考えられない、こんなどうしようもないものを生み出す原子力発電所の稼働は絶対認められない、と訴えました。

つづいて、弁護団(原告代理人)の森田基彦弁護士が第一準備書面の骨子を陳述。森田弁護士は、まず、福島第一原発の事故が、日本の地震と津波に耐えうる強度になかったことと、原子力安全対策が重大な欠陥をもっていたことを明らかにした、と指摘し、準備書面でこの安全対策の遅れと国際水準の対策すらとらずに大飯原発を再稼働させようとしていることについて述べていると説明。その上で、安全確保の「深層防護」(安全な設計、事故拡大の防止、放射能放出防止などいくつもの層にわたって防護対策をとる規準)の考え方で対応してきたが、チェルノブイリ事故で国際原子力機関(IAEA)がこれらの4層を5層に変更、大規模な放射性物質が放出した場合、屋内退避、避難などの緊急防護措置を整備すること、さらにアメリカでは6層(立地)も加えたことを明らかにし、福島第一原発では「放射性物質の異常な放出防止のための格納容器や緊急炉心冷却装置を備えるところまでしか規制の対象としてこなかった」と、「安全神話」とらわれた規制の甘さを指摘しました。過酷事故対策が必要であったにもかかわらず、これを怠ってきた。が、大飯原発はこれらの対策が整っていないうちに再稼働しようとしている。として、原子力保安院長深野

弘行氏に対する参考人質疑のDVDを上映。基準を示さない深野氏に苦笑がもれました。

つづいて立った谷文彰弁護士は、原告第2準備書面の骨子をパワーポイントの図表などを使って陳述しました。世界地図に地震の発生する頻度を示して「日本は世界の地震の10~20パーセントが発生する。それにもかかわらず、逆に世界の原子力発電所の11パーセントが集中している。近畿地方でも過去1400年間でマグニチュード7以上の地震が21回、66.47年に1回の割合で起こっている」と若狭湾周辺の断層を示し、大飯原発の立地の危険性を解説。関西電力の想定は甘く、地震が発生すれば極めて深刻な被害が発生する。ここでの原発の設置・稼働は許されず、運転は差し止められなければならない、と述べました。

傍聴券の抽選からはずれた人には京都弁護士会館で模擬法廷を設定し、同時進行で101号法廷の様子を再現しました。60人がこれを傍聴、原告代理人弁護士の準備書面の骨子陳述などに耳を傾けました。

次回、第3回口頭弁論は、2月19日(水)午後2時から、同じ101号法廷で。

「いのちを守ろう」と裁判所周辺デモ



口頭弁論開始前の午前、弁護団、原告団など総勢70人は京都弁護士会前に集合。横断幕やのぼりを掲げ、裁判所の周囲をデモ行進しました。楽器も鳴らして、

「いのちを守ろう」「琵琶湖を守ろう」「子どもを守ろう」などと声をそろえて市民や裁判所職員にアピールしました。

856人が第2次提訴

またこの日は、856人の原告が同じ関電、国を相手に第二次提訴をしました。これで、大飯原発差止訴訟の原告団は総計1963人の大原告団になりました。

裁判後、弁護士会館で開催された報告集会では、裁判内容の解説とともに、福島の避難者が起こした訴訟の仲間とも助け合って裁判を進めることや、今後の運動として他の原発訴訟の原告団との交流も計画していく方針も示されました。



新春旗びらきのご案内

2014年の新年も、国民救援会京都府本部の活動は、盛大な新春旗びらきでスタートさせましょう。

権力による国民監視と言論表現の自由への規制が益々強められる情勢にあり、4月の京都府知事選挙など私たちにとって選挙・政治活動の自由を守り、基本的人権を地域、職場で確立する活動が大変大事になっています。救援会の組織と運動を根づかせて、自由で平和な未来へしっかり橋渡しをする年にしていこうではありませんか。

◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ ◇
日時 1月15日(水)午後6時30分開会
会場 ルビノ京都堀川
京都市上京区東堀川通下長者町
電話075-432-6161
△会長の新年あいさつ △来賓の激励・連帯あいさつ
△事件当事者の紹介とアピール
△救援クイズ(豪華賞品多数用意)
参加費 3,500円

会員拡大がんばっています

紅葉の真っ盛りの11月、京都には世界中から観光客が訪れました。人は美に安らぎを求め、癒しと再生をはかることで健やかな人生を取り戻しているようです。救援会の組織も、かように新たな入会者を迎えることで、新陳代謝をはかり、より大きく力強く成長していきます。

11月の会員拡大は次の方々の奮闘により新入会員6人を迎えることができました。高齢による病气、死亡や厳しい経済状況からの退会もあり、せめぎあいながらの会員拡大にがんばっています。11月末の府本部の会員は1715人です。

この年末年始、人の集まる場所にぜひ人権を守る救援会の活動の話をしていただき、仲間をふやすよう声をおおいにかけようではありませんか。

11月度の会員拡大者(敬称略・カッコ内は所属支部)
下島俊一(宇城久)、田中立美(山科)、今西和政(山科)、山崎利男(山科)、平井恵美子(山科)、鈴木宏介(中京)、福井英俊(中京)

署名ありがとうございます！！

【2013.11.1～12.2】順不同・敬称略

山崎住男、救援会与謝支部、同山科支部、同中京支部、出口庄太郎、磯部真理子、畠中高志、京建労船井支部、大江伸子、京都いしずえ会、細谷陽一、廣西敏行、稲次豊喜、増田靖子、足立進、小倉一則、前重恵美子、中路隆実、重本信子、笠谷武司、服部眞吾、秦保恵、救援会千葉県本部、水江サカエ、三宅勉、河野安治、梅原正之、近藤美也子、あかつき班、中川勉、野村泰一、勝浦晋吾、梅山真由美、高宮明美、河本イコ枝、中井和夫、三野紀子、佐藤京子、森岡譲、小濃孝之、山田喜彦、佐藤紀子、井筒かほる、岩井忠熊、宅間正夫、堀江幸男、奥村勇、松元科代子、大西弘恭、中村恵子、仲絹枝、松村裕子、日下部みはる、乙訓地労協、二正寺敏夫、佐武志津子、昭和企業組合、本庄豊・かおる、都出裕子、行松美津子、平

澤裕子、辰本正憲、水野恭子、三木一弘、大橋満、西山功、林哲三、有吉節子、今井和代、石浦いさ子、新保理子、尾崎修子、増田茂巳、丹所紀代子、嶋崎圭祐、武蔵野眞知、国村勝、民谷清治、東昭・まさ子、塩見修、大木映子。……ご協力ありがとうございました。



ここだけのほなし

正義と人権の“闘う弁護士集団”自由法曹団京都支部が今年でちょうど創立50周年を迎えた。

11月30日夜にはリーガロイヤルホテルで盛大に記念レセプションが開催され、この弁護士集団とかかわりのあった多くの労働組合、市民団体、元事件当事者などが集い、人権闘争の歴史を称え、交歓のひと時を過ごすとともに、連帯して平和と人権、民主主義の確かな世直しの運動を誓い合った。そこで参加者に贈呈された記念誌「人権の旗をかかげて」をパラパラめくってみた。思えば、国民救援会の運動で専従生活をして33年。団京都支部の半世紀のうちの半分以上をこの戦闘的盟友とともに、歩んできたことになる。団と救援会は、弾圧と闘う車の両輪だ、などともいわれる。国民が裁判を監視し裁判官をして公正と正義の立場に立たしめ、事実と道理にかなう判断を出すように運動する、大衆的裁判闘争の主体は、モ(モップル・救援組織)・ベ(弁護士)・ヒ(被告人・裁判当事者)であり、この団結が運動の力量だ、などともいわれ続けてきた。文字通り、ラグビーのスクラムのように、がちり腕を組んで、権力と激突してきた間柄だ。記念誌の随所になつかしい顔と見覚えのある場面があった。弾圧や裁判での熱い思いがこみ上げるのを禁じ得なかった。すでに故人となられた、吉田隆行元幹事長の写真なども多くの思い出を引き出してくれた。若かりし頃の弁護士の姿には思わず笑ってしまう。…〇〇先生、青年弁護士のあの頃は美しく輝いていたね、といえ、その言葉がこだまのようにこちらに返ってくるだろうが…だが、団員弁護士との長い間の「付き合い」で得たものははかりしれない。救援運動の人生にとって最も優れた学び舎は、何といても法廷だろう。ここでの弁護士は全身全霊をかけて裁判に臨む。とりわけ刑事裁判において、有罪率99.9パーセントのなかで裁判官を説得し無罪判決を勝ち取るのは並大抵ではない。建前上は、検察官が起訴事実に関する主張を証拠によって合理的疑いを超える程度(誰が見ても犯行をしたとしか思えない程度)まで証明されるかどうか、証明されなければ無罪、ということになっているが、裁判官のほとんどは「有罪慣れ」をしていて・罪など露ほども疑わないというのが実際に、現に最高裁が先日判断した、名張毒ぶどう酒事件第7次再審請求審の棄却決定のような認識が常態なのである。・罪や弾圧事件でこの裁判官を説得するのに文字通り心血を注いで書面をつくるし、そのための議論もとことん尽くす。どういう証拠、証人を立てて立証し、どんな法理論、判例を組み立て、事実が何か、を有無をいわせないとことまで裁判官に突きつける、真剣勝負なのだ。この舞台裏と表舞台でのやりとりを、ときに議論に加わりながら見聞できたのは役得だった。[門前の小僧習わぬ経を読む]のたとえのように、裁判闘争を語る身に変身できたことに感謝する50周年だ。